



遺言書、どう書けばよい？

弁護士 東 麗子

Aさんは、一人暮らしをしていた父親が亡くなったので、実家の遺品整理をしていたところ、仏壇の引き出しから封筒を発見しました。封筒の中には、父親の筆跡で、不動産を長男のAさんと次男のBさんに、預貯金を妹のCさんに相続させる旨書かれた書面が入っており、10年前の日付と父親の名前が記載されていましたが、「遺言書」などのタイトルは一切記載されていませんでした。この書面は、お父さんの遺言として有効なのでしょうか。

◆ 解説

遺言書は、広くは、亡くなった方の最後の意思を記した文書を指しますが、法律上問題となる「遺言」は、遺言者が相続財産の処分方法などを記した文書のことです。通常、相続財産は、民法の規定に従って、相続人が相続することになりますが（これを「法定相続」といいます。）、法律上「遺言」と認められる文書があれば、「遺言」に記載された遺言者の意思が優先され、法定相続とは異なる形で相続させたり、相続財産を第三者に遺贈することもできます。

「遺言」は遺言者が亡くなった後問題となるものから、「遺言」として認められる文書については、法律上形式が厳格に定められています。法律上の「遺言」には、普通方式と呼ばれる自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類と、緊急の場合など特別な場合に認められる特別方式の5種類があります。Aさんの場合、お父さんの手書きの書面がみつかったということですから、この書面が自筆証書遺言として有効かどうかを検討することになります。

自筆証書遺言については民法で「遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならぬ。」（968条1項）と規定されています。自筆証書遺言として有効と認められるためには、まず、全て自筆で記載されていなければなりません。本文は自筆で、財産目録だけパソコン、という場合であっても、自筆証書遺言とは認められません。

次に、日付が記載されていなければなりません。これは、遺言成立の日を明らかにすることと（遺言が2通以上ある場合、新しい日付の遺言が有効となります。）、遺言作成の時点で、遺言能力があったかどうかを判断する基準になりますので、具体的な日にちが記載されていなければなりません。よく「吉日」との記載をみかけますが、この場合は、自筆証書遺言とは認められません。逆に、具体的な日にちがわかればよいので「〇歳の誕生日に」という記載でも構いません。

また、氏名については、本名ではなく通称名の記載も認められますが、そのかわり、その通称で個人が特定できる必要があります。さらに押印が必要ですが、これは実印でなくても構いません。

Aさんのお父さんが残した書面も、この要件を満たしていれば、自筆証書遺言として有効となります。なお、Aさんが見つけた書面には「遺言書」との記載は一切ありませんでしたが、「遺言書」などのタイトルが記載されていなくても、内容から遺言であることが明らかであれば、自筆証書遺言として有効です。有効な自筆証書遺言であれば、この遺言書に基づいて、法定相続とは異なる割合で相続登記をすることができます。

このように自筆証書遺言は、公証役場に出向く必要もなく、一人で簡単に遺言を作成できる反面、様式が厳格に決まっています。後々相続人の間で無用な紛争を起こさないためにも、遺言書を作成する場合には、注意しておきたいですね。

執筆者プロフィール

東 麗子（ひがし れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件および刑事事件を取り扱う。
趣味は、読書、旅行。